

入 札 説 明 書

「下妻市公共施設 LED 照明器具賃貸借②」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日

令和7年 12 月 17 日

2 契約担当課

〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地

下妻市総務部財政課契約検査係

電話 0296-43-2111(内線 3121)

3 入札に付する事項

- (1) 件 名 下妻市公共施設 LED 照明器具賃貸②
- (2) 履行場所 騰波ノ江市民センターほか9施設
- (3) 履行内容 LED照明器具の賃貸借

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札に参加するものは、次に掲げるアおよびイの企業で共同企業体(以下「JV」という)を構成するものとする。なお、JVの代表者は器具のリース及び管理を行う業者とする。
 - ア 器具のリース及び管理を行う業者 1及び2を満たすこと。
 - 1 令和7・8年度下妻市物品調達等入札参加資格者名簿に登録があること。
 - 2 過去10年以内でのLED照明に関する賃貸借の履行実績があり、その証明が可能であること。
 - イ 器具等の設置業務を行う業者 1から3を全て満たすこと。
 - 1 下妻市内に本店を有し、令和7・8年度下妻市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録された者であること。
 - 2 令和7・8年度下妻市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事において、令和7年度のAランクに登録された者であること。
 - 3 最新の経営事項審査結果における電気工事の年間平均完成工事高が3, 000万円以上であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。
- (3) この入札の公告日から落札者決定の日(落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日)までの間に、本市から下妻市建設工事請負業者指名停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) この入札の公告日から落札者決定の日(落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1及び第2及の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 下妻市税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた

者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (7) その他次の各号に掲げる要件を満たす者であること。

ア JVを構成する企業は、本賃貸借契約にかかる入札において、その他のJVの構成員として参加することはできない。

例)A社が、A・B共同企業体とA・C共同企業体として同じ入札に参加は不可。

イ 器具類に障害が発生した場合、仕様書に従い、迅速な対応ができる体制を整えていること。

5 入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い競争参加資格確認申請書(様式第1号。以下「確認申請書」という。)及び競争参加資格確認通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 確認申請の受付期間

公告日から令和8年1月9日(金)まで

- (2) 確認申請書及び通知書の提出方法

持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は受付期間内に必着のこと。)

- (3) 確認申請書及び通知書の提出先

〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地 下妻市役所財政課

- (4) その他

ア 確認申請書及び通知書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 市長は、提出された確認申請書及び通知書を提出者に無断でこの入札手続以外の用途に使用しない。

ウ 提出された確認申請書及び通知書は返却しない。

エ 提出期限後における確認申請書及び通知書の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格の確認結果

- (1) 確認申請の結果については、令和8年1月14日(水)に通知を発送する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

- (2) 次に掲げる者は、この入札に参加することができない。

ア 所定の期限までに確認申請書及び通知書を提出しない者。

イ (1)の通知において、入札参加資格がないと確認された者。

- (3) (1)の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、その後に入札参加資格を失ったと認められる場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

- (4) 入札参加資格がないと確認された者は、(5)に定めるところに従い、書面を提出してその理由の説明を求めることができる。

- (5) 入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は自由とし、受付は、次のと

おり行う。なお、提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 受付期間: 令和8年1月14日(水)から令和8年1月19日(月)まで(休日を除く。)

イ 受付時間: 午前 10 時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

ウ 受付場所: 下妻市本城町三丁目 13 番地 下妻市総務部財政課

(6) 説明を求めた者に対しては、令和8年1月23日(金)までに書面により回答する。

7 質問の受付

(1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア 受付期間

公告日から令和8年1月14日(水)まで

イ 提出方法(以下は提出方法の一例)

入力済の電子ファイルを電子メールで以下のアドレスに送信することにより提出すること。

送信先メールアドレス: zaisei@city.shimotsuma.lg.jp

問い合わせ先: 下妻市総務部財政課

(2) 質問に対する回答は、市ホームページにおいて速やかに行う。

(3) 仕様説明会は行わない。

8 入札の日時、場所等

(1) 入札の日時

令和8年1月28日(水) 午前 9 時20分

(2) 入札の場所

下妻市役所 3階 3-5会議室

(3) その他

やむを得ない事由により入札に参加できなくなったときは、入札辞退届を提出すること。提出なく入札日時までに参加がない場合又は入札書到着期限までに入札書が郵送されない場合は、棄権とみなす。

9 入札方法等

(1) 郵便入札により行う。

(入札書等提出期限: 令和8年1月27日(火)午後5時 ※期限内必着)

(2) 入札書には、期間中の総額を記載すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を、入札書に記載すること。

(4) 入札回数は、1回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金
免除

11 開札

郵便入札による。

入札参加業者においては開札の立ち会いが可能なので、立会いを希望する場合は入札書等提出期限までに申し出ること。

12 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (4) 入札書に必要な記名押印のないもの
- (5) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (6) 金額を訂正したもの
- (7) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (8) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
- (9) 入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に措置要領別表第1及び第2の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの

13 落札者の決定

- (1) 本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。

14 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。

- (1) 全員が無効の入札を行ったとき
- (2) 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき
- (4) 入札参加者が3者に満たない場合は、この入札の執行を取りやめる。

15 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、下妻市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。

- (4) 入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。
- (5) 本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措置を行うことがある。
- (6) 本入札に係る契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決案件であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、議会において可決されたときに本契約が締結されるものとする。
- (7) 仮契約を締結後、下妻市議会の議決を得るまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、本市は、仮契約を解除することができる。この場合においては、本市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

ア 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。